

6-1-1 市民の創意と意欲を活かした協働のまちづくり

後期基本計画（素案）	現行基本計画
<p>《現状と課題》</p> <p>近年の行政改革の進展や地域主権の拡大を踏まえた自治の必要性の高まりから、市民や市民団体等が主体的に公共的・公益的サービスに関する取り組みを展開し、地域社会の課題解決や地域の魅力創出などに寄与することが期待されています。</p> <p>また、市民が生き生きと暮らせるまちであるためには、市民目線で創意や意欲をまちづくりに活かすことが大切であり、そのためにも、NPOや市民活動団体等が担い手となって、公共的・公益的な取り組みを実践していく機会を増やすことが求められます。</p> <p>こうした状況から、市の魅力創出や地域の課題解決のために、市民の創意と意欲を活かしたまちづくりを進めるための制度の確立と施策の充実が必要となっています。</p> <p>《基本方針》</p> <p>[めざすべき姿]</p> <p>市民の創意と意欲が様々な場面で発揮され、多くの市民が地域の課題解決や魅力創出に関わっている状態</p>	<p>※第1節-1. 市民の創意と意欲を活かしたまちづくりと、第7章第1節-1. 地方分権による地方自治の確立、2. 効率的な行政運営のうちから関連部分を対比させています。</p> <p>第1節 市民とともにつくるまちづくり</p> <p>1. 市民の創意と意欲を活かしたまちづくり より</p> <p>【現況と課題】</p> <p>国際化、情報化、少子・高齢化の進展など社会経済環境の変化にともなって、市民の価値観や生活様式の多様化が進み、行政に対するニーズもその内容は複雑化、多様化、高度化、細分化しています。</p> <p>こうした市民ニーズに的確に答え、豊かで魅力あるまちづくりを進めるためには、「まちの主役は市民一人ひとりである」という考えを基本に、市民自らが主体的にかつ責任を持ってまちづくりに参加し、市民の持つ創意と意欲をまちづくりに活かすことが必要です。</p> <p>一方、地域においては、ボランティア活動やNPOが活発化してきており、今後は、地域づくりにおける担い手としてその力を十分発揮できるよう、市民と行政の良好なパートナーシップの構築を図る必要があります。</p> <p>【基本方針】</p> <p>市民の創意と意欲をまちづくりに活かすため、ボランティアやNPOなどの市民と行政が相互の役割と責任を明確にし、対等な立場で協働するパートナーシップによるまちづくりを進めます。</p> <p>また、より多くの市民がまちづくりに参加できるようなシステムを整備す</p>

<p>〔施策の方針〕</p> <p>市民のアイデアや地域力が市政や地域に活かされるような市民協働の機会を増やすため、市民公益活動への支援策を拡充するとともに、市民が市政や市民公益活動に関わる機会の醸成など、機会や場面に応じた適切な制度の確立を目指します。</p> <p>≪施策の方向≫</p>	<p>るとともに、開かれた市政を推進するため、情報の公開・提供と広報・広聴機能の充実を図ります。</p>
<p>施策 1) 地域社会を育む市民活動の支援</p> <p>市民等が行う地域社会づくりを促進するため、市民活動団体から提案のあった公益性・社会貢献性がある事業に対する支援や、市民活動を体感できるイベントの開催、市民や市民活動団体等との双方向の地域情報交換の促進などに取り組みます。</p>	<p>【施策の方向】</p> <p>(1) 市民と行政とのパートナーシップによるまちづくりの推進</p> <p>① 市民参加を促進するシステムの構築</p> <p>各種審議会や委員会などの委員に公募制を取り入れるなど、市民各層の参加を促進します。</p> <p>また、地域の特性を活かした魅力あるまちづくりを進めるため、市民自らが自覚と責任を持って主体的に参加できるシステムを構築します。</p> <p>② 市民と行政との役割分担の明確化</p> <p>ボランティアやNPOなどの市民と行政との役割分担や、市民がまちづくりに参加する権利・義務等を明確化します。</p>
<p>〔主要事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公募により提案された市民公益活動の支援 ・ 市民活動の促進支援 	<p>(2) ボランティアによるまちづくり</p> <p>① ボランティア活動拠点の整備</p> <p>社会福祉協議会の機能強化を図る一方で、防災、生涯学習、国際交流など市民の自主性・主体性に支えられた幅広いボランティア活動が活発に展開されるよう、総合的な活動拠点としてNPO等サポートセンターの整備を図ります。</p> <p>② ボランティア情報提供の充実</p> <p>市民のボランティア活動への積極的な参加を促すため、多様なボランティ</p>

	<p>ア活動の情報を収集し、活動団体、活動状況・内容、参加方法などの情報提供を行います。</p> <p>第7章 第1節 効率的で市民にわかりやすい行財政運営</p> <p>2. 効率的な行政運営 より</p> <p>(1) NPO、市民、事業者等とのパートナーシップの構築</p> <p>① NPO、市民、事業者とのパートナーシップによるまちづくりの推進</p> <p>NPO、市民、事業者、行政のパートナーシップのシステムづくりを進め、市民と行政とが役割分担の下に対等な立場で協調・協働する、魅力あるまちづくりを進めます。</p>
<p>施策2) 市政への市民の参画を促す仕組みづくり</p>	
<p>市政への市民の参画を促進するため、審議会等の会議の公開を行い、委員の公募を積極的に進めます。また、市民の創意と意欲を市政に活かすため、専門的な能力等を有する多様な人材が活躍できる仕組みの導入や、市民や市民活動団体等のアイデアを採り入れる仕組みの充実、市民協働を進める庁内体制の強化を図ります。</p>	<p>第1節 市民とともにつくるまちづくり</p> <p>1. 市民の創意と意欲を活かしたまちづくり より</p> <p>(1) 市民と行政とのパートナーシップによるまちづくりの推進</p> <p>① 市民参加を促進するシステムの構築</p> <p>各種審議会や委員会などの委員に公募制を取り入れるなど、市民各層の参加を促進します。</p> <p>また、地域の特性を活かした魅力あるまちづくりを進めるため、市民自らが自覚と責任を持って主体的に参加できるシステムを構築します。</p>
<p>〔主要事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 審議会等の委員の公募の推進 ・ 行政パートナー制度の活用 	<p>② 市民と行政との役割分担の明確化</p> <p>ボランティアやNPOなどの市民と行政との役割分担や、市民がまちづくりに参加する権利・義務等を明確化します。</p>
	<p>(2) ボランティアによるまちづくり</p> <p>① ボランティア活動拠点の整備</p> <p>社会福祉協議会の機能強化を図る一方で、防災、生涯学習、国際交流など</p>

市民の自主性・主体性に支えられた幅広いボランティア活動が活発に展開されるよう、総合的な活動拠点としてNPO等サポートセンターの整備を図ります。

② ボランティア情報提供の充実

市民のボランティア活動への積極的な参加を促すため、多様なボランティア活動の情報を収集し、活動団体、活動状況・内容、参加方法などの情報提供を行います。

(3) 市民参加を促進する環境整備

② 情報提供の充実

各種審議会や委員会等の議事録を公開するなど、市政に関する多様な情報の提供を推進するとともに、情報誌の発行やインターネット等の情報通信手段を活用し、市民が広く身近で情報に接することができるようにします。

第7章 第1節 効率的で市民にわかりやすい行財政運営

1. 地方分権による地方自治の確立 より

(1) 地方分権に対応した体制づくり

① 市民参加によるまちづくりの推進

複雑・多様化する市民の要望や地域の実情に応じた行政運営を図るため、情報公開を進め、政策形成過程への市民参加や市民と行政の役割分担など、市民とのパートナーシップに基づくまちづくりを推進します。

6-1-2 市民との情報共有の推進

後期基本計画（素案）	現行基本計画
<p>《現状と課題》</p> <p>市民の信頼や理解を得ながら市民ニーズに即した行政運営を行うためには、積極的な情報提供により透明性を確保するとともに、市民の声を収集・反映することが必要です。また、市政への市民の参画を促し、協働のまちづくりを進めるためにも、市民との情報共有は不可欠です。</p> <p>本市では、市のホームページ（ウェブサイト）の他、広報紙をはじめとした様々な刊行物による情報提供を行ってきましたが、若い世代等にも市政の情報を伝える手段として、携帯サイトを含むインターネット等へのニーズがますます高まっています。</p> <p>また、市民への説明責任として、公文書の開示制度や、政策情報の積極的な提供も、重要性を増しています。</p> <p>さらに、市民の声の収集としては、市民意識調査や市政モニター制度等を行っていますが、手法の見直しや市民参画の機会の充実と、市政へのさらなる活用が求められています。</p> <p>こうしたことから、多様な媒体による市民への情報提供や情報公開を総合的に推進するとともに、市民の声の収集と活用を積極的に進めることが必要です。</p>	<p>※第1節-1. 市民の創意と意欲を活かしたまちづくりのうちから関連部分を対比させています。</p> <p>第1節 市民とともにつくるまちづくり</p> <p>1. 市民の創意と意欲を活かしたまちづくり より</p> <p>【現況と課題】</p> <p>国際化、情報化、少子・高齢化の進展など社会経済環境の変化にともなって、市民の価値観や生活様式の多様化が進み、行政に対するニーズもその内容は複雑化、多様化、高度化、細分化しています。</p> <p>こうした市民ニーズに的確に応え、豊かで魅力あるまちづくりを進めるためには、「まちの主役は市民一人ひとりである」という考えを基本に、市民自らが主体的にかつ責任を持ってまちづくりに参加し、市民の持つ創意と意欲をまちづくりに活かすことが必要です。</p> <p>一方、地域においては、ボランティア活動やNPOが活発化してきており、今後は、地域づくりにおける担い手としてその力を十分発揮できるよう、市民と行政の良好なパートナーシップの構築を図る必要があります。</p>

《基本方針》

[めざすべき姿]

必要な情報が必要な市民に行き渡ると共に、市民意見や市民のニーズが的確に把握され、行政運営に反映されている状態

[施策の方針]

市政への市民参加の促進を図るため、情報公開を進めるとともに、様々な媒体を通した市民への情報提供の充実を図り、市民ニーズの把握と行政運営への活用を進めます。

《施策の方向》

施策1) 多様な媒体による市民に対する情報提供

市民に対して多様な情報を的確に提供するため、広報紙の充実やホームページの内容等の精査など各種媒体を通した広報活動の充実を図ります。中でも今後ニーズがより一層高まると考えられるホームページについて、その内容を拡充します。

また、個人情報の保護に留意しながら公文書の開示制度の適切な運用を図るとともに、情報提供施策の充実を図り、市政に関する情報が適時に、適切な方法で市民に明らかにされるよう、情報公開を総合的に推進します。

[主要事業]

- ・ 誰もが見やすく魅力あるホームページの構築
- ・ 多様な媒体による広報活動の充実
- ・ 情報公開制度の推進

【基本方針】

市民の創意と意欲をまちづくりに活かすため、ボランティアやNPOなどの市民と行政が相互の役割と責任を明確にし、対等な立場で協働するパートナーシップによるまちづくりを進めます。

また、より多くの市民がまちづくりに参加できるようなシステムを整備するとともに、開かれた市政を推進するため、情報の公開・提供と広報・広聴機能の充実を図ります。

【施策の方向】

(3) 市民参加を促進する環境整備

① 情報公開制度の充実

市民に開かれた市政の実現に向けて、市民の信頼や理解を得られる市政運営を推進するため、個人情報の保護に十分配慮しながら公文書公開制度の適切な運用を図るとともに、行政資料を充実します。

② 情報提供の充実

各種審議会や委員会等の議事録を公開するなど、市政に関する多様な情報の提供を推進するとともに、情報誌の発行やインターネット等の情報通信手段を活用し、市民が広く身近で情報に接することができるようにします。

③ 広報・広聴活動の充実

市民の市政や地域のまちづくりへの参加意識の高揚を図り、創意と意欲をまちづくりに活かすため、広報紙、CATV等の既存のメディアの充実を図り、市政に関する情報をわかりやすく伝えるとともに、市政懇談会や市政モニター制度など、広聴活動の充実を図ります。

	<p>また、インターネットを活用し、市民と行政が双方向で情報交換ができるような広報・広聴活動を推進します。</p>
<p>施策2) 市民の声の収集と活用</p>	<p>(3) 市民参加を促進する環境整備</p>
<p>市民ニーズに対応した行政運営を行うため、市民意識調査等を活用した意見収集や、広範な市民の声の収集と活用を進めます。</p>	<p>③ 広報・広聴活動の充実</p> <p>市民の市政や地域のまちづくりへの参加意識の高揚を図り、創意と意欲をまちづくりに活かすため、広報紙、CATV等の既存のメディアの充実を図り、市政に関する情報をわかりやすく伝えるとともに、市政懇談会や市政モニター制度など、広聴活動の充実を図ります。</p>
<p>〔主要事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 多様な手法による市民意識調査の実施 ・ 市政への意見の収集 	<p>また、インターネットを活用し、市民と行政が双方向で情報交換ができるような広報・広聴活動を推進します。</p>

6-2-1 ふれあいに満ちたコミュニティの育成

後期基本計画（素案）	現行基本計画
<p>《現状と課題》</p> <p>市内の各地域では、古くから、町会・自治会等を基礎としたコミュニティ（地域共同社会、近隣社会）が形成され、相互のふれあいや交流を通じて連帯感を深める活動が進められてきました。</p> <p>しかし、近年、生活者の価値観が多様化し、ライフスタイルが個人を中心としたものへ変化する中、町会・自治会の加入率は微減傾向にあり、かつての地域の連帯感や相互扶助意識の希薄化が懸念されています。</p> <p>また、同時に各地域にはそれぞれの特色や課題があることから、これまで行政が提供してきた一律の公共サービスでは、適切に対応できないケースも予想されます。</p> <p>だれもが魅力を感じ愛着の持てるまちづくりには、地域の個性と実情、生活者の視点を重視した取り組みが求められることから、コミュニティの担い手となる町会・自治会への加入促進や活動支援策の展開により、住民が主体となった活動の活性化を図るとともに、NPO、ボランティア団体等が積極的にまちづくりに参画する機会を広げていくことが大切です。</p> <p>今後、コミュニティの育成には、こうした様々な団体が連携し、公共の担い手として互いに協力しあう共助の仕組みづくりが求められています。</p>	<p>※第2節-1. コミュニティで支える地域づくりのうちから関連部分を対比させています。</p> <p>第2節 ふれあいに満ちたコミュニティの育成</p> <p>1. コミュニティで支える地域づくり より</p> <p>【現況と課題】</p> <p>近年の少子・高齢社会の進展、自由時間の増大、市民の価値観の多様化などにもとない、地域においては、ノーマライゼーションを基本とした潤いのあるコミュニティづくりを進めていこうという傾向が高まりつつあります。</p> <p>これまで、町会・自治会をはじめ、市民の自主的な意識に支えられた多様な活動を促進し、市民相互の交流や連帯を深めるとともに、活力に満ちたふれあい豊かなコミュニティづくりを推進してきました。</p> <p>今後も、市民と行政が役割を分担しながら、協働して地域づくりを進めていくことが必要です。</p>

《基本方針》

[めざすべき姿]

町会・自治会をはじめとする様々な団体が、まちづくりや地域課題の解決に向けて連帯感を持って活動している状態

[施策の方針]

地域のニーズに対応するため、町会・自治会等によるコミュニティ活動を側面から支援するとともに、各団体が横断的に連携・協力できるような仕組みづくりを進めます。

《施策の方向》

施策1) コミュニティ活動の促進

地域の力が最大限に発揮されるよう、町会・自治会や地区社会福祉協議会、民生委員、PTA等の団体の活動を支援します。

[主要事業]

- ・町会・自治会等への活動支援
- ・防災・防犯体制の強化、地域福祉の推進

【基本方針】

相互のふれあいや交流を通して、連帯感を深めた地域づくりを進めるため、町会・自治会をはじめとした、市民の自主的なコミュニティ活動を促進します。

また、市民とともにコミュニティ活動の拠点づくりなどを進めます。

【施策の方向】

(1) コミュニティ活動の促進

① 地域の連帯意識の醸成

地域への愛着心を高めるため、盆踊り、祭りなど地域の人々のふれあいを深める行事やスポーツ・レクリエーション、芸術文化活動を促進し、市民の連帯意識の醸成を図ります。

② コミュニティ活動の促進

各種団体の活動状況等さまざまな情報の収集と提供を行い、団体相互の活発な交流や多彩なコミュニティ活動を促進します。

町会・自治会における道路、公園などの清掃、交通安全、防犯、防災活動、青少年の健全育成活動等を促進するとともに、地域ぐるみ福祉の中心である地区社会福祉協議会の活動を促進します。

また、町会・自治会に対し、助成を行います。

③ コミュニティリーダーの育成

コミュニティ活動の組織づくりと活性化を図るコミュニティリーダーを育成するため、学習機会の充実を図ります。

施策2) コミュニティを支える多様な主体の連携・協働の促進

地域のことは地域で決め、地域で行動することができる仕組みをつくるため、地域で活動する様々な団体が連携して効果的な取り組みを展開できるよう、相互連携出来る共助の仕組みとそれを支え補完する公助の仕組みを構築します。

〔主要事業〕

・地域内の連携を深め自立したコミュニティを形成するための新たな制度の導入

施策3) 活動環境の充実

コミュニティを育む交流拠点として、町会・自治会館等のコミュニティ活動拠点の整備や活用を図ります。

〔主要事業〕

・コミュニティ活動拠点の整備
・学校施設や公共施設の活用の促進

(1) コミュニティ活動の促進**① 地域の連帯意識の醸成**

地域への愛着心を高めるため、盆踊り、祭りなど地域の人々のふれあいを深める行事やスポーツ・レクリエーション、芸術文化活動を促進し、市民の連帯意識の醸成を図ります。

② コミュニティ活動の促進

各種団体の活動状況等さまざまな情報の収集と提供を行い、団体相互の活発な交流や多彩なコミュニティ活動を促進します。

町会・自治会における道路、公園などの清掃、交通安全、防犯、防災活動、青少年の健全育成活動等を促進するとともに、地域ぐるみ福祉の中心である地区社会福祉協議会の活動を促進します。

また、町会・自治会に対し、助成を行います。

③ コミュニティリーダーの育成

コミュニティ活動の組織づくりと活性化を図るコミュニティリーダーを育成するため、学習機会の充実を図ります。

(2) コミュニティ活動拠点の整備**① 学校の余裕教室の活用**

学校の余裕教室を生涯学習活動の場や福祉施設等、地域における活動の拠点として活用できるよう、地域住民への開放を積極的に推進します。

② 市民センターの整備

地域住民のコミュニティ活動の拠点となる市民センターの計画的な整備を推進します。

③ 町会・自治会館の整備

町会・自治会館の設置やその維持管理について補助・助成を行い、住民が

	<p>自主的に行う事業の充実を図ります。</p> <p>④ 公民館の有効活用</p> <p>公民館については市民が利用しやすいよう、事業や管理運営を地域住民に任せるなど、効率的な活用を図ります。</p>
--	---

6-3-1 男女共同参画社会の形成

後期基本計画（素案）	現行基本計画
<p>《現状と課題》</p> <p>わが国においては、男女共同参画社会の実現を21世紀の社会を決定する最重要課題として位置づけ、少子化やワーク・ライフ・バランス等の観点から積極的な議論や男女平等の実現に向けた様々な取り組みを展開しており、本市においても各種の取り組みを展開しています。</p> <p>しかしながら、固定的性別役割分担意識が未だ根強く残っており、男性の家事・育児・介護・地域活動への参画が少なく、政策や方針決定過程への女性の参画も依然として少ないなど、男女が家庭・地域・職場等のあらゆる場面において平等な立場で参画できる環境は十分整備されているとはいえません。加えて、女性に対する暴力が後を絶たないといった問題も残されています。</p> <p>こうしたことから、個性や能力が発揮できる社会の創造に向けて、さらなる意識啓発を促進するとともに、男女がともに尊重し合いながら活躍することができる社会環境の整備に取り組むことが求められます。</p> <p>《基本方針》</p> <p>[めざすべき姿]</p> <p>人権が尊重され、男女が平等である社会が実現している状態</p>	<p>※第3節-1. 男女共同参画社会の形成のうちから関連部分を対比させています。</p> <p>第3節 男女共同参画社会の形成</p> <p>1. 男女共同参画社会の形成 より</p> <p>【現況と課題】</p> <p>男女がそれぞれ社会の対等な構成員として自立し、ともに責任を負いながら、あらゆる分野へ共同参画できる社会的環境の整備が求められている中、「男女雇用機会均等法」の改正や「男女共同参画社会基本法」などの法的整備が図られました。</p> <p>しかしながら、人々の意識や社会の慣習の中には、女性に対する差別や偏見などが依然として残り、女性の社会参加や職場・家庭における男女平等意識の障害となっています。</p> <p>また、セクシュアル・ハラスメントや夫・恋人から受ける暴力行為（ドメスティック・バイオレンス）も社会的な問題となっています。</p> <p>今後は、男女が職場・家庭・地域等あらゆる分野に平等な立場で参画し、個性や能力が発揮できるよう男女共同参画社会の形成を図っていくことが必要です。</p> <p>【基本方針】</p> <p>男女の人権が尊重され、自立し平等に責任を負いながら、あらゆる分野へ参画する機会が確保される社会の実現に向けて、市民意識の醸成と社会環境の整備を図るなど、施策を総合的に推進していきます。</p>

<p>[施策の方針]</p> <p>あらゆる分野において、男女が平等な立場で参画できる社会の実現のために、意識啓発や、社会環境の整備に取り組みます。</p> <p>≪施策の方向≫</p>	
<p>施策1) 男女共同参画の意識啓発</p> <p>男女平等意識の醸成と共同参画の促進を図るため、意識啓発を行うとともに、子育てや介護の支援体制など家庭や地域において男女がともに参画できる環境整備に努めます。また、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進を図ります。</p> <p>[主要事業]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 男女平等意識を高めるための講座の開催 ・ 就労、仕事と生活の両立支援に関する制度の周知 	<p>【施策の方向】</p> <p>(1) 男女平等意識の醸成</p> <p>① 男女平等教育の推進</p> <p>学校教育や生涯学習などの機会を通して、お互いの人権を尊重する男女平等教育を推進します。</p> <p>② 男女平等意識の啓発</p> <p>男女平等意識の啓発を推進するため、市民を対象としたフォーラムや講座の開催などを行います。</p>
<p>施策2) 政策・方針決定の場への共同参画の促進</p> <p>男女がともに政策・方針決定の場へ参画し、両者の意思が反映された社会を実現するため、関係機関とも連携し、女性の積極的な登用を促します。</p> <p>[主要事業]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各種審議会等への女性委員登用の促進 	<p>(2) 男女共同参画の促進</p> <p>① 政策等の立案及び決定への共同参画の促進</p> <p>審議会等への女性委員の積極的な登用を推進し、企業経営においても女性が参画できるよう、関係機関と連携して啓発活動を推進します。</p> <p>② 地域社会・家庭への共同参画の促進</p> <p>男女がともに責任を負い、協力し合えるような地域社会や家庭生活を築くよう、コミュニティ活動などの地域活動や家庭における家事・育児などへの共同参画を促進します。</p> <p>③ 就業環境の整備</p> <p>女性が働きやすいよう、労働条件の改善など就業環境の整備を関係機関と</p>

	<p>連携しながら促進するとともに、子育て終了後に再就職を希望する女性に対する講座の充実を図ります。</p> <p>④ 育児・介護支援体制の充実 女性の社会参加を促進するため、男女の育児・介護休業制度の普及の促進、保育サービスの充実、高齢者介護の負担軽減など、民間と協力して支援体制の充実を図ります。</p> <p>⑤ 母性の尊重と健康の保持増進 妊娠や出産などの母性機能に対する認識を深め、母性保護の重要性の啓発を行います。 また、女性の健康保持・増進を図るとともに、安心して出産・育児ができるよう、母子保健対策の充実を進めます。</p>
<p>施策3) 相談・支援体制の充実</p>	<p>(3) 推進体制の整備</p>
<p>女性に対する暴力の根絶や男女それぞれが抱えるさまざまな問題の解決に向けた、各種相談業務や支援事業を実施します。</p>	<p>① 男女共同参画計画の策定・推進 市民のニーズを的確に把握しながら総合的かつ長期的な計画を新たに策定し、各種施策を計画的に推進します。</p>
<p>〔主要事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配偶者からの暴力の被害者に対する支援 ・生き方相談の実施 	<p>② 女性政策推進組織の活性化 女性政策推進委員会や女性問題を考える市民団体を支援するなど関係機関と連携を図り、女性政策を総合的に推進します。</p>
	<p>③ 女性センターの機能と施設の充実 男女共同参画社会を実現するための拠点である女性センターの講座内容や相談業務の拡充、男女平等意識の啓発、交流の場づくり等、機能の充実を図るとともに、施設については移転も含め整備を進めます。</p>

施策4) 男女共同参画の計画的な推進	(3) 推進体制の整備
男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを幅広い分野で網羅的に進めるため、男女共同参画計画に沿った施策を推進します。	① 男女共同参画計画の策定・推進 市民のニーズを的確に把握しながら総合的かつ長期的な計画を新たに策定し、各種施策を計画的に推進します。
〔主要事業〕 ・ 男女共同参画計画の進行管理	

6-4-1 高度情報社会の構築

後期基本計画（素案）	現行基本計画
<p>《現状と課題》</p> <p>本市では、これまで主に事務の効率化を目的に汎用機を利用した基幹系業務システムの構築と運営を進めてきました。限られた予算の中で行政サービスの高度化を図る必要があるため、事務効率化に対するニーズは高く、さらにサービスの高度化や業務内容の変化等に対応するためにも、業務システムの最適化が必須となっています。このため、透明性・公平性を確保しつつ効率的な調達を進めるとともに、業務システムの改修や整備を進めることが求められます。</p> <p>一方、こうした情報化の進展により、個人情報の漏えいなどのリスクが増加しています。市では住民情報をはじめ、税情報や福祉情報など個人情報を多く取り扱っていることから、情報セキュリティ対策の充実が強く求められています。</p> <p>さらに、ここ10年でインターネットをはじめとするICT（情報通信・コミュニケーション技術）環境は急速に発展、普及しました。こうした背景を踏まえつつ、ICTを活用した市民サービスの向上や地域情報化の推進により、地域の活性化を進めることが求められます。</p>	<p>※第4節-1. 高度情報社会の構築、第7章第1節-2. 効率的な行政運営のうちから関連部分を対比させています。</p> <p>第4節 高度情報社会の構築</p> <p>1. 高度情報社会の構築 より</p> <p>【現況と課題】</p> <p>本市は、テレトピア構想モデル地域の指定を受け、CATVなどの情報通信基盤の整備等を進めながら、地域における情報化を目指してきました。</p> <p>しかしながら、コンピュータ性能の飛躍的な向上やインターネットの普及など、オフィスから家庭に至るまで情報化は今後ますます進展するものと思われます。</p> <p>このような状況の中で、今後は、行政と民間との協力・連携を強化し、最新の情報通信網を利用した情報通信基盤の整備を図るとともに、情報サービスの提供を行うなど、市民と行政が情報を共有し、相互に交流できるような環境の整備を進めていくことが必要です。</p>

《基本方針》

〔めざすべき姿〕

行政内部の情報化により業務効率化が図られているとともに、市民がインターネット等を利用して手軽に行政サービスの利用や暮らしに役立つ情報交換等を行っている状態

〔施策の方針〕

市民から信頼される行政経営の実現と業務の効率化を図るため、業務システムの再構築を進めるとともに、情報セキュリティに関する取り組みを推進します。

また、市民サービスの向上を図るため、電子申請等の改良・向上や地域情報化に関する取り組みを推進します。

《施策の方向》

施策1) 業務システムの最適化

行政事務の効率化及び市民サービスの向上を主たる目的として、ニーズや時世に応じた業務システムの新規導入、再構築等を推進します。その際、IT調達ガイドラインをもとに効率的かつ適正な調達を行います。また、情報セキュリティの向上のため、情報セキュリティポリシーを毎年度点検し、職員への指導を徹底します。

〔主要事業〕

- ・ 業務システムの再構築
- ・ 情報セキュリティ対策の向上
- ・ 情報システム、機器等の適正な調達

【基本方針】

地域と行政の情報化を総合的に推進する「情報化推進計画」を策定します。

また、快適な地域社会を形成するため、福祉、生涯学習、市民生活など各分野における情報システムの構築や情報内容（コンテンツ）の充実、情報通信基盤の整備を図り、だれでも気軽に情報の受発信やさまざまな交流ができる高度情報社会の構築を目指します。

【施策の方向】

(1) 高度情報化推進体制の整備

① 情報化推進計画の策定

高度情報社会に向けて、地域と行政の情報化を総合的に推進する「情報化推進計画」を策定し、市民サービスの向上や行政事務の効率化に向けたシステムの整備を進めます。

② 情報通信基盤の整備

高速・大容量・双方向通信が可能な光ファイバー網の普及など民間による情報通信基盤の整備を促進します。

③ 情報拠点施設の整備

市民が身近な場所でさまざまな情報や行政サービスを受けられるよう、情報の受発信の拠点として、情報センターの設置や公民館・図書館等市民の集まる公共施設や大型商業施設に公共情報端末（情報キオスク）を設置するなど、情報施設の整備を図ります。

	<p>④ 情報活用能力の向上 学校教育をはじめとした生涯学習の中で、高度情報社会に対応できるよう情報活用能力の育成や情報モラルの普及啓発を推進します。</p> <p>⑤ セキュリティ対策の充実 個人情報の保護の徹底を図るとともに、災害・事故・コンピュータウィルスによるデータシステムの破壊・障害等に備え安全対策を促進し、情報通信への信頼性や安全性の確保を図ります。</p> <p>第7章 第1節 効率的で市民に分かりやすい行財政運営</p> <p>2. 効率的な行政運営 より</p> <p>(4) 行政事務の合理化・効率化</p> <p>① 事務の情報化の推進 事務処理の迅速化・効率化を図るため、コンピューターの活用による行政情報の電子化や庁内LANの整備などを行い、事務の機械化・オンライン化を進めます。</p>
<p>施策2) 市民サービスの向上及び地域情報化の推進</p> <p>市民がいつでもどこでも行政サービスを利用することが出来るよう、インターネットを活用した電子申請等のシステムの改良・向上を図ります。同時に、市民が安全・安心にインターネットを利用できるよう、情報セキュリティ対策の普及を進めていきます。</p> <p>また、市民が主体の地域づくりを支えるため、防犯・防災といった緊急情報や子育て・健康情報等、暮らしに役立つ情報を提供し、交換できるようなシステムの改良・向上に努めます。</p>	<p>第4節 高度情報社会の構築</p> <p>1. 高度情報社会の構築 より</p> <p>(1) 高度情報化推進体制の整備</p> <p>③ 情報拠点施設の整備 市民が身近な場所でさまざまな情報や行政サービスを受けられるよう、情報の受発信の拠点として、情報センターの設置や公民館・図書館等市民の集まる公共施設や大型商業施設に公共情報端末(情報キオスク)を設置するなど、情報施設の整備を図ります。</p> <p>(2) 地域情報化を推進する情報システム等の整備</p> <p>① 市民生活の向上を目指したシステムの整備</p>

<p>〔主要事業〕</p> <ul style="list-style-type: none">・電子申請等の改良・向上・携帯メールによる情報発信の拡大・育児・健康等、暮らしに役立つ情報の提供・情報セキュリティ対策の普及	<p>市民生活の利便性の向上を目指し、保健福祉総合情報システム、さまざまな生涯学習に関する生涯学習情報システム、地図情報システムなど、各種情報システムの整備と情報内容（コンテンツ）の充実を図ります。</p> <p>② 行政情報システムの整備</p> <p>行政事務の効率化、市民への情報提供、市民サービスの向上を図るため、庁内LANの整備等による行政事務の情報のネットワーク化を推進します。</p> <p>③ インターネットを活用した双方向交流の促進</p> <p>行政情報の積極的な提供を行うとともに、市への意見や問い合わせなど市民と行政とが双方向に意見交換ができるようインターネットを活用します。</p>
---	--